



広報

FUKAURA

ふかうら

No.357

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

**新型コロナウイルスの
感染を防ぎましょう**

「」活用ください。

新型コロナウイルス感染症は、現時点（1月26日時点の情報）では、飛沫感染（感染者のくしゃみや咳・つば等の飛沫と一緒にウイルスが放出され、それを別の人があくまで口や鼻から吸い込み感染）と接触感染（感染者がくしゃみや咳を押された手で周囲の物に触れ、別の人があその物に触れた手で口や鼻を触って粘膜から感染）で感染することが考えられます。

そのため、新型コロナウイルスに感染しないようにするためにには『正しい手洗い』『咳エチケット…マスク着用、ティッシュで鼻と口を覆う等』が重要です。

また、免疫力を高めるために『普段の健康管理』、などの粘膜の防御機能の低下を防ぐために『適度な湿度』にも心掛けましょう。

国では、新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関するホームページを開設しましたので

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

□問合せ先

健康推進課

TEL 82-02888

**お薬代の
負担軽減について**

広域連合からお送りする医療費通知には自己負担相当分を記載していますので、確定申告時のお手元に届くのは令和2年2月末頃となりますので、「」理解をお願いします。

なお、対象となる期間が平成31年1月診療分から令和元年12月診療分となることから、通知書ができる方へ、「お薬代負担軽減のご案内」を2月に送付し、どのように安くなるかお知らせします。

ジェネリック医薬品の利用を希望する方は、医師や薬剤師に御相談ください。

□問合せ先

福祉課

TEL 74-2117

青森県後期高齢者医療広域連合

TEL 017-721-3821

**後期高齢者医療
被保険者の皆様へ
医療費通知について**

国の税制改正により、平成30年1月1日から医療費通知を確定申告に活用できるようになります。

国民年金保険料の免除・猶予制度をご存知ですか

国民年金では、所得が少ないなど、保険料を納めるのが経済的に難しい場合は、未納のままにして、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。また、学生の方は「学生納付特例制度」、出産の際の免除には「産前産後期間の保険料免除制度」があります。

◆保険料免除制度とは

所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など保険料を納めることができが困難な場合は、申請することにより納付が免除されます。免除には、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。

◆納付猶予制度

学生を除く50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請により保険料の納付が猶予されます。

◆学生納付特例制度とは

TEL
74-2115
町民課

額以下の場合に申請により保険料の納付が猶予されます。

◆産前産後期間の保険料免除制度

国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間保険料が免除されます。期間は、出産予定日または出産日が属する月の前日から4か月間です。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月の保険料が免除されます。

◆申請の際、お持ちいただくもの

①保険料免除制度・保険料納付猶予制度：年金手帳、印鑑、失業をした場合は、離職票、雇用保険受給者証の写し。

②学生納付特例制度：在学証明書または学生証（表、裏）の写し。

③産前産後期間の保険料免除制度：母子手帳等確認ができるもの。

※申請につきましては、町民課及び岩崎、大戸瀬両支所で受付いたします。不明な点については問合せください。

□問合せ先

西北地域県民局県税部課税課

TEL
0173-34-2111
(内線212~214)

弘前年金事務所
TEL 0172-1339

3月29日～FDA青森・神戸線就航決定！

不動産取得税の軽減制度について

◆不動産取得税とは

家屋を新築・増改築したとき、土地や家屋を売買・贈与・交換などで取得したときに一度だけ課税される県の税金です。

◆軽減制度について

住宅用の土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に、床面積が50m²以上240m²以下の住宅（「特例適用住宅」という）が新築された場合には、土地の取得に係る不動産取得税が軽減されます。なお、この軽減制度を受けるためには申告が必要です。

また、この他にも不動産取得税の軽減制度がありますので、詳しくは問合せいただき、県ホームページをご覧ください。

◆運航ダイヤ

F D A 8 3 3 : 神戸空港発 (11時45分) 青森空港着 (13時25分)
F D A 8 3 4 : 青森空港発 (14時10分) 神戸空港着 (16時)

□問合せ先

TEL
054-355-5602
(株) フジドリームエアラインズ

3月29日（日）から、フジドリームエアラインズ（FDA）による、青森空港と神戸空港を結ぶ路線が、1日1往復で運航されます。神戸空港は、ポートアイランドや北野異人館街、南京町（中華街）などの観光スポットのほか、姫路や岡山へのアクセスにも便利です。また、片道5,500円の就航記念価格（搭乗4日前までに予約、座席数限定）など、お得な運賃も設定されていますので、ゴルデンウイークや夏休みなど、神戸方面へのご旅行に、FDA青森・神戸線をぜひご利用ください！

**後期高齢者医療
支給申請のお知らせ**

◆支給対象者

後期高齢者医療制度に加入している方で医療保険と介護保険の自己負担額（注）の両方の支払いをした方が支給の対象となります。

世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算します。

◆対象期間

平成30年8月1日～
令和元年7月31日
(毎年8月1日～翌年7月31日の1年間です。)

◆支給額

医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた自己負担限度額（表）を超えた場合に、その超えた額が支給されます。
ただし、超えた額が500円以下の場合には支給対象となりません。

◆支給申請

支給を受けるには必ず申請が必要となります。

なお、支給の要件に該当すると思われる世帯には、令和2年2月下旬（予定）に青森県後期高齢者医療広域連合から「支給申請のお知らせ」を送付します。

お知らせが届いた方は担当窓口に申請してください。

また、対象期間の途中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方等がいる世帯には、支給対象となる世帯でも、支給申請のお知らせが送られない場合がありますので、対象になると思われる方は問合せください。

◆所得区分と自己負担限度額

- ・現役並み所得者Ⅲ：212万円
- ・現役並み所得者Ⅱ：141万円
- ・一般：56万円
- ・低所得者Ⅰ：31万円
- ・低所得者Ⅱ：19万円

※低所得Ⅱ：世帯員全員が住民税非課税の方

※低所得Ⅱ：世帯員全員が住民税非課税の方のうち、世帯員全員の各所得金額が0円の方

（注）自己負担額は支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額です。

◆申請に必要なもの

- ・支給申請書

・高額介護合算療養費・高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請について（お知らせ）

・個人番号（マイナンバー）がわかるもの（通知カードまたは、個人番号カード）
・本人確認書類（官公庁発行、発給の顔写真付き身分証明書等）
・印鑑（認印）
・通帳（または通帳のコピー）等
口座情報のわかるもの

です。

※成年後見人が申請される場合、登記事項証明書（3か月以内に行されたもの）をお持ちください。

□問合せ先
（事前に提出した場合は不要です。）
福祉課 国民健康保険係
Tel 74-2117

※被保険者以外の方が申請する場合は委任状が必要です。

※被保険者以外の方が申請または受領する場合は委任状が必要です。

※被保険者以外の方が申請または受領する場合は委任状が必要です。

（事前に提出した場合は不要です。）

※被保険者以外の方が申請または受領する場合は委任状が必要です。

青森県後期高齢者医療広域連合
Tel 0171-721-3821

令和元年度 生涯学習フォーラム

テーマ 【家庭教育 昔あそびで世代間交流】 ～ スマホ・タブレット世代に知ってもらいたい伝承すべき昔のあそび～

今年度のフォーラムでは、子どもたちが健やかに成長するまちを目指すため、昔あそびを通して子・親・祖父母間の交流を目的として開催します。スマートホン・タブレット等が全盛の時代ではありますが、昔懐かしい伝承すべき遊びを現代の子どもたちに紹介するとともに、昔遊んだ世代にとっても懐かしい記憶を思い出し、語り合っていただきたいと思います。実際に昔あそびを体験したり駄菓子くじ等も用意しますので、ご家族やご近所お誘い合わせの上、みなさんぜひご参加ください。

- ◆日 時 令和2年2月29日（土） 13：00～15：20
- ◆場 所 深浦町役場 町民文化ホール（深浦字苗代沢84-2）
- ◆参加対象者 深浦町民の方（小学生以下は保護者等の引率者とご一緒にお願いします。）
- ◆参 加 費 無料
- ◆日 程



13：00～ 13：10 開会行事
13：10～ 13：50 第1部 講演・解説「昔のあそびについて」
・移動博物館展示品の解説、デモンストレーション



13：40～ 15：10 第2部 体験活動



- ① づぐり（こま）まわし体験・づぐりまわし大会
- ② 移動博物館所蔵の遊び道具・その他の昔遊び体験
(づぐりまわし、けん玉、お手玉、めんこ、おはじき、だるま落とし、空気鉄砲、津軽弁かるた、竹とんぼ（牛乳パック）、型抜き、魚つり、駄菓子くじなど)

15：10～ 15：20 閉会行事

- ◆申込・問合せ先 教育委員会 社会教育係 TEL 74-4419 FAX 74-3050
電話またはFAX（下記申込書）にて申込ください。

- ◆そ の 他 事前申し込みにご協力ください（2月26日（水）まで）。
※当日参加も可能です。

小・中学生、大人、老若男女問わずどなたでも参加大歓迎です。
あそびの内容は多少変更する場合もあります。



【送信先FAX番号 74-3050】

令和元年度生涯学習フォーラム参加申込書

No.	参加者氏名	地区名	年齢区分	電話番号
1			幼児 小中・高校生 一般	
2			幼児 小中・高校生 一般	
3			幼児 小中・高校生 一般	